

労働総研 ニュース

No.277

2013年4月号

発行 労働運動総合研究所(略称:労働総研) <http://www.yuiuidori.net/soken/>
〒102-0093 東京都千代田区平河町1-9-1 メゾン平河町501
☎(03)3230-0441 Fax(03)3230-0442 Eメール rodo-soken@nifty.com

13人の金曜日とAKB48

上野 邦雄

昨年7月から原発ゼロをめざす新潟市の金曜日行動に参加している。単純参加ではなくて毎週1曲、替歌をつくり歌詞カードを配って皆で歌っている。つくった曲は「大きい断層みつけた(元歌・小さい秋みつけた)」、「千の風で発電(元歌・千の風になって)」など計42曲。特にAKB48の人気曲「ヘビーローテーション」の替歌は行進中に必ず歌う。

I want you. I need you. I love you.という歌詞を「大きらいー、憎らしいー、無くなってー」とかえ、「原発なんて／ガンガン溶けてる燃料棒／ああメルトダウン」とし、「ポップコーンが弾けるように／地震と津波がおそう／電源喪失おもうだけで／いてもたってもいられない／こんな悲劇になるなんて／日本ついてないね」と続く。沿道の声援もある。

悩みは行動参加者が少ないことだ。昨年7月に最多で46人のこともあったが、減り続けて13人の状態が続いた。あまり少なくてデモ警備の警官に悪いくらいだ。日本海側で唯一の政令指定都市で人口80万人。県所在の柏崎刈羽原発の総出力は世界一。しかも全国で初めて住民投票で原発建設を阻止した旧巻町は新潟市にある。それなのに13人はないだろう。何かの間違いだ。“13日の金曜日”と同様に、“13人の金曜日”も縁起が悪い。

ある若手は「新潟では自主的にデモで訴えようという文化はない。マンガをかいて発表する文化はあるんだけど…」という。たしかに『ドカベン』の水島新司や『うる星やつら』の高橋留美子は新潟市出身だ。参加要請の労組・団体訪問をした際、ある労組書記長は「13人ねえ。そんなもんじゃないの。集会の前を通りすぎたり、遠くから見ていただけの人もいますよ」と明るい。私は東京で労組役員をして定年退職し、母のいる新潟市へUターンしてまだ2年。私がワカッテナイのか。

参加者の中に若者がほとんどいないことも問題だ。集会や行進中にバイオリン演奏する青年とカンパ・財政系の女性を除けば中高年だ。寿命を考えれば若者がより長く柏崎刈羽原発と付き合いかねばいけないのに。

ところが3月15日の31回目の行動ですごいことが起きた。最近2回参加した20代の女性が替歌を3曲つくったとメールしてきたのだ。すぐに歌詞カードを用意。当日夜、彼女はわざわざ貸衣装で着付けをし、あでやかな和服で登場して、「イムジン河」の替歌を「原発を無くしましょう／今すぐとめましょう」と熱唱した。若い替歌作者の出現とその心意気に皆、大感激だ。

こんな状況なので、金曜日の夜の行動と趣味のヘラ鮎つりを中心に私の生活は当分づくことになりそうだ。

(うえの くにお・理事)

⑤	⑥
13人の金曜日とAKB48……………上野 邦雄	1
安倍政権の社会保障解体戦略…公文 昭夫	2
常任理事会報告ほか……………	7

安倍政権の社会保障解体戦略

—その歴史的推移と特徴を見る

公文 昭夫

1. 新自由主義路線・社会保障「改革」の歴史的推移

(1) 中曽根臨調「行革」、「軍拡」のもとでの新自由主義的社会保障「改革」

①「改革」の第一ラウンドは、中曽根臨調「行革・軍拡」からはじまる。80年6月の衆参ダブル選挙で自民党が10年ぶりに衆・参での安定過半数を獲得し、それを背景に第二臨調(80年11月)路線がスタートする。鈴木善幸内閣をひきついで中曽根政権(82年、鈴木内閣のもとで行管庁長官として臨調「行革」のシナリオをつくった)は、81年の臨調第一次答申から83年の第五次答申まで、財界・大企業の意図にそう社会保障の理念、システムの改編計画を発表。老人医療の無料化廃止(老人保健法創設で有料化)、健保本人の1割窓口負担、年金制度改革(年金額引下げ、支給開始年齢引きのばし等)、社会福祉諸制度への補助率一括削減(85年、86年)などが強行された。

特に今日なお常とう手段となっている生活保護バッシング(暴力団の不正受給などを楯として)の世論づくりを背景として、受給者切捨ての「生活保護適正化・123号通知」(81年)を地方自治体に通達している。

②中曽根臨調「行革」「軍拡」の政治登場の直接的引き金となったのは、70年代の二次にわたる石油ショックにともなう財源不足、財政危機である。その対応策として、自民党政権は、第一に「大型間接税創設(消費税)」、第二に「(赤字)国債発行」、第三に国の支出を削減する「行政改革」をうち出したが、その時点で着手できたのは「国債発行」だけであった。今日、社会保障改悪、消費税増税などの口実とされている莫大な赤字国債のルーツがここにある。

そして中曽根政権による「行政改革」の登場となる。国の支出の節約の最大の標的とされたのが「社会保障」である。その前段として「高齢化社会危機論」を使つての悪質な世論操作がはじまる。「行革」推進にあたっては、社会保障への国の責任、負担を免罪させる論理が必要となってくる。すなわち社会保障の理念の変質、憲法25条に規定される「国の社会的責務」を放棄する路線である。

そこから臨調答申(第一次)の「活力ある福祉社会」の構築、すなわち「民間の創造的活力を生かし、適正な経済成長を確保する……そのためには個人の自立・自助の精神に立脚した家庭や近隣、職場や地域社会での連帯を基礎」とした社会をめざすという論理が展開される。第三次答申では、日本の新しい社会保障像として、「自立・自助、相互扶助、公務縮小(人員縮小、賃下げ・小さな政府)、民活(規制緩和に連動)」が提唱され、前述した80年代の社会保障・福祉諸制度の全面的な改悪が強行された。

③中曽根臨調「行革」政治の、もう一つの大きなポイントは、アメリカ・レーガン政権との運命共同体宣言、「軍拡」の意思表示である。中曽根内閣が初めて編成した83年度予算では、対前年比で軍事費が6.5%の伸び、社会保障予算は0.6%であった(81年度から90年度の10年間で軍事費の伸びは73.3%、社会保障費は31.4%)。財界・大企業奉仕とアメリカへの追随を基調とし、そのしわ寄せを社会保障削減など国民生活の破壊に導いたのが、中曽根臨調「行革」「軍拡」であり、新自由主義的社会保障「改革」路線の第一ラウンドといえる。この時点で、ほぼ完ぺきに新自由主義的社会保障「改革」の構図がつくられたといつてよい。

(2) 第二ラウンドが、80年代末から90年代末へかけての本格的な新自由主義的社会保障「改革」

①中曽根臨調「行革」「軍拡」の政治で、社会保障の理念とシステム解体の路線は敷いたが、社会保険料を通じての負担増は、財界・大企業にも一定の負担増を求めることになる。財界は、グローバル経済のもとでのコスト削減をねらって、賃金・雇用の制度「改革」を進めると同時に、「社会保障の企業負担増減らし」を政府に要求する(象徴的なものが、制度としては89年の消費税創設である。そのシステム、理念改編の背景として95年の日経連による「新時代の日本の経営」戦略があり、それと歩調をあわせた社会保障制度審議会の95年勧告があった)。財界の意志を忠実に反映する橋本内閣の「六大改革」(95年)が公表される。90年代を通じての制度「改悪」の、主軸のひとつが、ストレートで公的制度から切り離され、運営主体が民間に開放されるという社会保険化された「介護保障」(介護保険法の提唱と創設)であり、これと歩調をあわせた障害者の生活を守るべき社会福祉の市場化、民営化の促進である。さらに国保の「相互扶助としての保険制度」という方向の強調であった。

②ただ、第二ラウンドの社会保障「改革」は、89年の「消費税」創設(竹下内閣)、中曽根内閣の強引な社会保障制度改悪への国民の不満や怒りの高揚もあって、自民党単独政権が崩壊し、改悪の強行に一定のブレーキがかかる。92年の細川政権のスタート以来、「介護保険」創設をのぞけば、ひたすら臨調路線で敷かれた社会保障制度「改革」の基本にそって現行制度を部分的に「調整」という方向が主流だったといえる。

財界・大企業は、主として賃上げ抑制、非正規労働者の拡大、海外への生産拠点移動などでコスト削減をはかり、国に対しては、社会保険料企業負担減らしのための消費税増税による制度「改革」を要求した(97年、消費税5%へ引上げ。03年日本経団連の奥田ビジョン「社会保障財源確保のため

消費税16%まで毎年1%引上げ」へと連動する)。

こうした推移のなかで、新自由主義的社会保障「改革」をスムーズに進めるための「小選挙区制」(二大政党論台頭)が94年に成立する。

(3) 第三ラウンドの小泉「構造改革」(01年以降)の特徴

①第一の特徴は、乱暴極まりない「機械的」社会保障「改革」であったということだ。一定の制度「改革」案をつくったうえで、予算を調整するという常識を破って、機械的に毎年度の社会保障予算自然増分から「2200億円」を削減し、この数字に合わせて社会保障分野の制度「見直し」を実施するという手法である。すでに社会保障解体の理念は、臨調答申と制度審95年勧告で定着しているから、あとはストレートで給付抑制を実現していけばよいという「改革」であった。この強引な手法で01年には「70歳以上の窓口負担定額制を廃して1割の定率制」を実施。被用者年金の「年金支給開始年齢60歳を65歳に段階的引上げ」を決定。02年「健保本人窓口負担を3割へ」。「労働者派遣法成立」。04年には、法改正無しで保険料を自動的に値上げし、マクロ経済スライドで年金額の際限のない引下げを可能とする「年金改革法」を成立、施行。05年には「施設入所者の食費、部屋代の自己負担」を軸にした介護保険法改悪。障害者自立支援法成立・実施、応能負担から応益負担への転換が図られる。06年には「医療保険制度」改悪で、高齢者の窓口負担引上げ、医療保険の広域化、混合診療の導入などを決定する。

まさに「改悪」のオンパレードであった。とくに重視すべきことは、大企業などの負担増となる社会保険料値上げ(これとて非正規労働者の拡大策などで大企業には無縁)などは極力抑制して、労働者、国民のみの負担増に重点をおいたのが小泉「改革」の大きな特徴であった。

②第二の特徴が、中曽根「行革」「軍拡」へ先祖がえりする日米安保の強化、緊密化

を意図的に追求した点である。その効果的引き金となったのが、01年に起きた「9.11」の同時多発テロである。アフガニスタン、イラク戦争（03年、イラク特措法制定）などへの自衛隊派遣が強行された。こうした「軍拡」軍事費圧力が、社会保障費2200億円削減の乱暴な予算編成の背景のひとつであったことは明白である。

③しかし、こうした9条と25条の「改憲」に連動する危機への国民の不安と不満が09年に政権交代をうながすことになる。しかし、政権交代をした民主党政権は、自・公前政権との妥協を連発し、第三ラウンドは終結する。

2. 安倍自・公連立政権が意図する第四ラウンドの新自由主義的社会保障「改革」の特徴と行方

(1) 第四ラウンドの四つの特徴

①第一の特徴、というより安倍政権の最大の意図は、新自由主義にもとづく社会保障の「理念」変質の法制化、すなわち「改憲」である。臨調答申以来強調され続けた「自立・自助（自己負担）、相互扶助（共助）」を中心とした社会保障の理念、公的責任（公助）の縮小（実質的放棄）で憲法25条を書きかえるということである。自民党の「改憲」草案では、今のところ25条に直接ふれていないが、その前後の条文で、実質的に、生存権保障と国の社会的責務を否定する理念が盛り込まれている。当然前提となる9条の改編が同時進行する。これによって平和的生存権も否定される。すでに13年通常国会では、それを可能とする96条「改正」

論議が先行し、維新の会が「公明抜きでもやろう」（中田議員、2月8日国会での質疑）とエールを送っている。参院選の結果次第では、13年度中にも始動しかねない。

②第二の特徴は、第一の特徴の動きとも関連するが、社会保障制度「改革」の主要部分を、すべて参院選後に先送りするという手法である（表1）。自民党の政策をベースとし、保守合同の自・公・民三党で合意し、成立させた「社会保障制度改革推進法」（以下、改革推進法）は、基本的な考え方（第2条）として「国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していく」と述べている。このこと自体、憲法25条の理念に反するものだが、同時に、各制度改編の具体的内容については、生活保護をのぞいて（その意図については後述する）一切ふれないという異常さである。制度改悪の具体化は、8月末（参院選後）にまとめるとしている「社会保障制度改革国民会議」（以下、国民会議）（第3章第9条）の議論、報告を待って法制化するということだ。ただ、「国民会議」の論議と並行して、自・公・民三党の「実務者会議」での論議がおこなわれることになっており、おそらく、これが本線のルールとなる。まさに保守・右派大連合の社会保障制度総改悪の下絵が着実に描かれている。あまりにも露骨な隠蔽手法である。あわせて、この改革推進法の理念は、事実上の25条「改憲」である。そうした意味でも、この立法の廃止には重要な意味があると思う。

表1 参院選後に予定される主要な社会保障改悪

[生活保護法] ◎扶助基準切下げは政令で実施	◎生活保護法改悪（指導・調査権限強化、就労指導を強めて利用抑制等）
[介護保険] ◎2014年に介護保険法改悪案提出（利用料値上げ、サービス削減等）	◎要介護認定者を2025年までに2011年比で3%減
[医療制度] ◎70～74歳の窓口負担1割→2割（2015年目途）	◎軽度医薬品の患者負担引上げ
◎終末期医療見直し	◎入院日数短縮
◎受診時定額負担制度の導入	◎外来患者数を2025年までに2011年比で5%減
[年金] ◎年金額引下げの継続に引き続き、支給開始年齢68～70歳への引上げ計画	

＜生活保護基準切り下げを軸とする「見直し」の意図＞

③第三の特徴は、改革推進法の附則第2条で強調されている「生活保護の見直し」にもとづいて13年度予算案に「改革」の方針、削減を盛りこみ、13年度からの実施を強行しようとしていることである。医療、年金、介護、社会福祉（子育て等）など主要な制度の改悪については、前述したように改革推進法にも、13年度予算案にも盛り込まれていないのに、「生活保護法」の改悪だけが、突出しているのはなぜか。生保受給の意図的なバッシング、世論操作を背景にして、まず社会保障総改悪の突破口とする意図が明白である。すでに明らかにされ

ているように、「生活扶助」の切り下げ（予算案では、13年度から生活扶助の基準額を3年間で670億円削減。その上年末に支給される「年末一時扶助金」・ささやかすぎる餅代として一人1万4000円支給も70億円カット。総額で740億円・約7.3%削減することになっている（表2）。初年度13年の削減額は221億円。生保改悪は、このほか医療扶助の抑制、扶養義務強要拡大などによる受給制限などがある。）が予算案で決められ、13年8月から3年間かけて実施される。補正予算の不要不急の大型公共事業2053億円、大企業向けの研究開発整備費1200億円のごく一部を削るだけで、こんな費用は出てくる。まさに国民生活無視の政策であり、予算である。

表2 生活扶助基準等の見直し

○生活扶助基準について、社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果を踏まえた年齢・世帯人員・地域差の3要素による影響を調整するとともに、平成20年以降の物価下落を勘案して見直す。その際、生活保護受給者や地方自治体への周知等に要する期間を考慮し、平成25年8月から3年程度で段階的に行うなどの激変緩和措置を講じる（国費への影響額は3年間で約670億円程度）。また、期末一時扶助の見直しを行う（国費への影響額は70億円程度）

社会保障制度総「改悪」にむけて、まず生活保護改悪を先行させる理由、意図は、端的に言って二つある。その第一が、生活保護のナショナル・ミニマムとしての位置である。すなわち、周知のように生活保護（基軸である生活扶助）の引下げは、小・中学生の「就学援助」打ち切りから「住民税課税強化」、年金、医療（社会保険の現金給付部分）、雇用保険などの水準引下げ、さらには「最低賃金底上げ抑制」にまでストレートで連動することになっている。生活保護切り下げは、まさに事実上社会保障全分野の水準切り下げなのである。しかも、今回の切り下げは、受給している人たちの95%超が受給減となり、下げ幅は「過去最大」（毎日新聞13年1月28日）となれば、目に見えない全分野での削減額は途方もない数字となるだろう（表3）。

狙いの第二が、参院選後の短・中期にわ

たる社会保障全分野改悪への地ならしとしての意味である。もっとも生活困難な生活保護受給者でさえ、負担増に「耐えて？」いるのだから、という低レベルだが、わかりやすい「浪花節的」世論操作の意図である。手法は、中曽根臨調「行革」の手法と同じで、まず社会的弱者である「老人医療の有料化」を先行させ、段階的に現役労働者の健保本人の窓口負担1割、厚年、共済年金改悪へと連動させていった。

④最後に第四の特徴は、中期的「改革」をちらつかせ（目くらまし）ながらの自・公連立政権、前民主党政権時代に決定、実施されている改悪を着実に推進するというやり口である。

詳細は省くが、消費税倍増を前提として、ひとつが民・自・公三党談合で強行した年金額削減である。全年金額を対象に3年間かけて2.5%（特例水準解消・13年10月1%、

表3 生活扶助基準額の見直しの具体例 (単位：万円)

		現在	住宅、教育	2013年8月		②-①	2015年度以降		③-①
		(生活扶助)	扶助も含めた 合計①	(生活扶助)	(合計②)		(生活扶助)	(合計③)	
夫婦と子1人 (30代20代・4歳)	都市部	17.2	21.8	16.7	21.3	▼0.5	15.6	20.2	▼1.6
	町村部	13.6	15.2	13.3	14.9	▼0.3	12.8	14.4	▼0.8
夫婦と子2人 (40代夫婦と小・中学生)	都市部	22.2	28.2	21.6	27.6	▼0.7	20.2	26.2	▼2.0
	町村部	17.7	20.9	17.2	20.4	▼0.5	16.2	19.4	▼1.5
70代以上単身	都市部	7.7	11.3	7.6	11.2	▼0.1	7.4	10.9	▼0.3
	町村部	6.0	7.1	6.0	7.1	▼0.0	6.0	7.1	▼0.1
60代単身	都市部	8.1	11.7	8.0	11.6	▼0.1	7.9	11.5	▼0.2
	町村部	6.3	7.4	6.3	7.4	0.0	6.4	7.5	0.1
70代以上夫婦	都市部	11.4	15.6	11.2	15.4	▼0.2	10.9	15.1	▼0.6
	町村部	9.0	10.3	8.8	10.1	▼0.1	8.8	10.1	▼0.2
60代夫婦	都市部	12.2	16.4	12.0	16.2	▼0.2	11.7	15.9	▼0.5
	町村部	9.5	10.8	9.5	10.8	0.0	9.5	10.8	0.0
41~59歳単身	都市部	8.3	11.9	8.2	11.8	▼0.1	7.9	11.5	▼0.4
	町村部	6.4	7.5	6.4	7.5	▼0.0	6.4	7.5	▼0.0
20~40歳単身	都市部	8.5	12.1	8.3	11.9	▼0.2	7.8	11.4	▼0.7
	町村部	6.6	7.7	6.5	7.6	▼0.1	6.3	7.4	▼0.3
母と子1人 (30代・4歳)	都市部	15.0	19.1	14.7	18.9	▼0.3	14.1	18.3	▼0.8
	町村部	12.0	13.3	11.9	13.2	▼0.1	11.7	13.0	▼0.3

出所・「毎日」2013年1月28日

表4 年金削減による年金額 (2012年度▲0.3%含む)

	引き下げ幅	国民年金(満額)(円)		厚生年金(*) (円)		消費税
2011年度		65741	月減額	231648	月減額	5%
12年4月~	▲0.3%	65541	▲200	230940	▲708	↓
13年10月~	▲1%	64875	▲666	228591	▲2349	↓
14年4月~	▲1%	64200	▲675	226216	▲2375	8%
15年4月~	▲0.5%	63866	▲334	225040	▲1176	↓
15年10月~			(合計)▲1875		(合計)▲6608	10%
			年▲2万2500		年▲7万9296	

* 夫が平均年収(平均標準報酬36万円)で40年間就業、妻が専業主婦の場合
出所・「しんぶん赤旗」

14年1%、15年0.5%)削減する。平均で国民年金(基礎年金)が年2万円、厚生年金で7万円減らされる(表4)。一方保険料は、04年の小泉「構造改革」で、17年まで国年、厚年とも法改定なしで自動的に値上げされていく。あわせて、13年度から、厚年など被用者年金(所得比例部分)の支給開始年

齢が3年に1歳ずつ引きのばされていく被害も発生する。介護、医療の面でも、事実上の後期高齢者医療制度の存続をはじめ介護保険料、国保などの保険料値上げが継続され、軽度者への給付抑制なども進行する。

以上、安倍政権の当面、中期的社会保障解体戦略の概要をみてきた。かつて例をみ

ない「巨悪」、まさに解体戦略の大津波とのたたかいとなる。

そうした意味で、これからの運動は、まず春闘の高揚とあわせた「生保引下げ反対」を軸とした通常国会における予算とのたたかいの「拡大」（消費税増税反対を結び付けた一点共闘から線への共闘へ）、そして参院

選、参院選後の社会保障全面解体阻止（14年度通常国会へむけて）など、中期的「通年闘争」の戦略が重視されるべきだろう。労働組合や中央、地方、地域社保協の役割と期待がかつてなく大きなものとなってきている。

（くもん てるお・会員・社会保障研究家）

2012年度第3回常任理事会報告

労働総研2012年度第3回常任理事会は、2013年3月2日午後1時30分～2時30分まで全労連会館にて、熊谷金道代表理事の司会で行われた。

1. 報告事項

藤田宏事務局次長より、「【2013年春闘提言】賃上げと雇用の改善で『デフレ不況』の打開を一外需依存型から内需充実型に転換し経済基盤を再構築—」（2012年12月26日）、「提言・電機産業の大リストラから日本経済と国民生活を守るために」（2013年1月30日）の発表について、労働総研ブックレットの刊行について、および前回常任理事会以降の研究活動や企画委員会・事務局活動などについて報告され、承認された。

2. 協議事項

(1) 事務局次長より、入会の申請が報告され、承認された。

(2) 事務局次長より、プロジェクト・研究部会代表者会議について提案され、承認された。

(3) 事務局次長より今後の総会までの日程について、5月11日に第1回理事会、8月3日に第2回理事会および2013年度定例総会を開催すること、また研究所プロジェクト「提言」のシンポジウムを5月11日に開催することが提案され、承認された。

(4) 研究所プロジェクト「提言」について、常任理事会に引き続きおこなわれたプロジェクト・研究部会代表者会議の討論での意見も反映して、プロジェクト推進チームが最終的にまとめ、発表することを確認した。「提言」は、4月に新日本出版社より刊行される。

研究部会報告

・社会保障研究部会（2月16日）

報告①自民党の改憲草案と社会保障（日野秀逸）、②安倍政権の社会保障解体戦略（公文昭夫）、③経団連「経営労働政策委員会」・産業競争力会議と支配勢力の国家改造計画（藤田宏）にもとづいて活発に議論した。議論の中では、総選挙で勝利した安倍内閣は、憲法改悪とあわせて本腰を入れて本格的な社会保障解体攻撃に乗り出していること、その当面の焦点の一つになっているのが生活保護改悪であること、生活保護改悪は最低賃金など労働者や広範な国民にかかわるナショナルミニマムの切り捨てにつながるなどなどが明らかにされた。そのうえにたって、労働組合が生活保護改悪反対の課題を取り組むことの必要性がわかる政策提起の方向が検討された。

・女性労働研究部会（2月25日）

「男女雇用機会均等法改正要求（案）」を前回の論議を踏まえて論点整理し、議論した。雇用形態差別の是正もはかる「雇用平等法」の制定が必要だが、当面、実効ある「雇用における男女平等法」への改正を求めるとし、性別を理由とする差別禁止事項に賃金を盛り込む、間接差別の3事例限定の削除、コース別雇用管理の廃止、ポジティブ・アクションの義務化、法違反の救済措置等のあり方などについての要求をまとめた。実効ある平等法への改正にむけてとりくみを強めたい。

1～3月の研究活動

- 1月12日 社会保障研究部会
- 18日 女性労働研究部会
- 25日 労働時間・健康問題研究部会
- 28日 労働組合研究部会
- 31日 中小企業問題研究部会 (公開)
- 2月2日 研究所プロジェクト推進チーム
- 4日 労働組合運動史研究部会
- 12日 賃金・最賃問題研究部会
- 16日 社会保障研究部会
- 19日 研究所プロジェクト推進チーム
労働組合研究部会
- 22日 国際労働研究部会
- 25日 女性労働研究部会
- 27日 中小企業問題研究部会 (公開)

- 3月15日 労働組合運動史研究部会
- 21日 労働時間・健康問題研究部会
- 23日 大企業問題研究会
- 25日 労働組合研究部会
- 29日 国際労働研究部会

1～3月の事務局日誌

- 1月8日 (公財)全労連会館理事会
- 11日 全労連・春闘共闘新春旗びらき
- 2月16日 労働総研クォーター編集委員会
全教大会へメッセージ
- 3月2日 第3回常任理事会
プロジェクト・研究部会代表者会議
- 8日 日高教大会へメッセージ
- 22日 黒川俊雄顧問(元代表理事)葬儀
- 26日 (公財)全労連会館理事会

労働総研シンポジウムのご案内

提言・ディーセントワークの実現へ
——暴走する新自由主義との対抗戦略

日時・5月11日(土) 13時30分～17時

場所・中央大学駿河台記念館280号室

(地図参照・JR・地下鉄・御茶ノ水駅下車、徒歩5分)

